

上場デリバティブ清算業務における損失補償制度及びリスク管理制度の見直しに係る制度要綱

2020年1月30日

株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

現在、当社は、国債先物等清算業務及び指数先物等清算業務（以下「有価証券関連市場デリバティブ清算業務」という。）において清算参加者の破綻に伴う損失が発生した場合、(1)不履行清算参加者（以下「破綻参加者」という。）から預託を受けた取引証拠金及び清算基金、(2)市場開設者による補填、(3)当社による補填及び(4)不履行清算参加者以外の清算参加者（以下「生存参加者」という。）の清算基金の順位によってその損失を補填する制度を基本とし、万が一損失補償財源に不足が生じる場合には、生存参加者に対して事後的に損失の補填ができるまで特別清算料の拠出を求める損失補償制度としている。

また、現在、株式会社日本商品清算機構で行われている商品市場の清算業務（本年7月、当社にて開始予定）においても、万が一損失補償財源に不足が生じる場合には、生存参加者に対して事後的に損失の補填ができるまで特別清算料の拠出を求める損失補償制度としている。

上記、有価証券関連市場デリバティブ清算業務及び商品市場の清算業務（以下「上場デリバティブ清算業務」という。）の損失補償制度について、近年の国際的な再建・破綻処理等に関する規制や議論において、特にエクスポージャー水準が高い上場デリバティブ取引に関し、他の清算参加者の破綻が発生した時に清算参加者が事後的に拠出を求められる可能性のある財源を事前に計測可能であることが重視されていること等を踏まえ、損失補償制度において上限付き特別清算料（第一特別清算料）及び生存参加者の差金代金相当額の累計の勝ち分を限度とする特別清算料（第二特別清算料）を導入するとともに、決済不履行時に損失補償財源によっても破綻参加者の損失の補填が行えないおそれがある場合には、必要な銘柄・数量の建玉の期限前終了（パーシャル・ティアアップ）等を行うことができる処理スキームを構築する。

また、清算参加者の破綻に伴う顧客等への影響を可能な限り抑えるため、パーシャル・ティアアップ等の実施に極力至らないよう第一特別清算料の水準を設定するとともに、事前拠出財源を強化し、清算参加者の破綻が発生した時における生存参加者の負担を抑制する観点から、上場デリバティブ取引を対象とした清算資格に係る清算基金の計算における想定破綻社数を上位2社とするほか、取引証拠金のSPAN証拠金額の計算における想定保有期間

を2日とするなど諸外国の主要清算機関において広範に採用されているプラクティスを導入することとし、もって当社の上場デリバティブ清算業務における損失補償制度及びリスク管理制度の総合的な強化を図るものとする。

なお、商品市場の清算業務については、清算機関統合に係る清算参加者への影響に配慮し、清算基金制度の見直し等において、一定の経過措置を設けることとする。

項 目	概 要	備 考
(3) 第一特別清算料 (第5順位) の取扱い	<p>加者の清算基金所要額（以下「破綻処理単位期間清算基金所要額」という。）を限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生存参加者の清算基金による負担が行われた場合には、清算参加者は、破綻処理単位期間の終了日に算出された清算基金所要額を翌日の午後2時までに回復させる。 ・ 清算参加者の破綻により当社に発生する損失が第1順位から第4順位までの損失補償財源を超過した場合には、生存参加者による第一特別清算料の負担により損失を補填する。 ・ 第一特別清算料は、第4順位までの損失補償財源により補填できない清算資格の種類ごとの損失の超過額を、清算資格の種類ごとの各生存参加者の破綻処理単位期間清算基金所要額に応じて按分した額とする。 ・ 第一特別清算料は、破綻処理単位期間に発生した破綻について、当該生存参加者の破綻処理単位期間清算基金所要額の3倍の額を上限とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客等への影響を可能な限り抑える観点から、パーシャル・ティアアップの実施に可能な限り至らない第一特別清算料の水準として3倍を設定。
(4) 第二特別清算料 (第6順位) の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者の破綻により当社に発生する損失が第1順位から第5順位までの損失補償財源を超過した場合には、生存参加者による第二特別清算料の負担により損失を補填する。 ・ 第二特別清算料は、第5順位までの損失補償財源により補填できない清算資格の種 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差金代金相当額の計算は、先物取

項 目	概 要	備 考
<p>(5) 破綻処理単位期間における担保預託</p> <p>① 破綻時証拠金の計算方法</p>	<p>類ごとの損失の超過額を、清算資格の種類ごとの清算参加者の破綻が発生した日（当該日において破綻参加者が決済を結了した場合は、その翌営業日）から破綻参加者の不履行約定を全て処分する日までに要した期間（以下「処分期間」という。）において、上場デリバティブ取引に係る清算資格の種類ごとの清算参加者の全ての区分口座において処分期間に関して決済されるべき差金代金に相当する額として当社が算出する額（以下「差金代金相当額」という。）が勝ち方となっていた生存参加者に対して、当該生存参加者の差金代金相当額の勝ち分に応じて按分した額とする。この場合において、差金代金相当額の勝ち方清算参加者の負担は、処分期間における生存参加者の差金代金相当額の累計の勝ち分を限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 破綻処理単位期間においては、破綻処理単位期間清算基金所要額を当該破綻処理単位期間における清算基金所要額として適用する。ただし、当該破綻処理単位期間中に損失補償財源として使用された金額がある場合には当該金額を除くものとする。 ・ 当社は、破綻処理単位期間において、清算基金の変動に基づいて算出される額を破綻時証拠金として清算基金とは別に生存参加者に対し預託を求めることができるものとする。破綻時証拠金の計算方法等は次の①から②のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 破綻処理単位期間が設定されず、通常定める方法により清算基金所要額の算出・適用が行われていた場合の清算基金所要額を「計算上所要額」、破綻処理単位期間清算基金所要額を「適用所要額」とする。 	<p>引については、処分期間における取引・決済に伴って発生する差金、オプション取引については取引代金及び処分期間におけるネットオプション価値を考慮して当社が都度定める。（計算方法の概要は別紙2参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 破綻時証拠金は、生存参加者が清算約定に関して当社に対し負担する債務を担保する目的で預託するもの。

項 目	概 要	備 考
<p>② 破綻時証拠金の預託</p> <p>(6) 清算資格喪失申請者の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破綻処理単位期間中において日々計算される計算上所要額が、適用所要額を上回った場合、当該適用所要額からの増加額を破綻時証拠金所要額として適用する。ただし、算出日の破綻時証拠金所要額が、前営業日の破綻時証拠金所要額と比べて減少した場合、前営業日の破綻時証拠金所要額を算出日の破綻時証拠金所要額とする。 ・ 破綻処理単位期間の終了をもって破綻時証拠金所要額をゼロとする。 ・ 破綻時証拠金所要額は、日々の清算参加者の自己口座に係る取引証拠金所要額に加算する。 ・ 破綻時証拠金の預託が必要となった場合には、当社はその旨及び所要額を清算参加者に通知するものとし、清算参加者は破綻時証拠金所要額が適用された日の翌営業日の午後2時まで不足額以上の額の自己分の取引証拠金の預託を行うものとする。 ・ 破綻時証拠金の預託方法等については、自己口座に係る取引証拠金と同様とする。 ・ 清算資格の喪失申請をした清算参加者は、その申請の日の翌日から起算して30日目の日と当事者となっているすべての未決済取引が解消された日のいずれか遅い時点で清算資格を喪失する。 ・ ただし、破綻処理単位期間中に清算資格の喪失申請をした清算参加者は、当該破綻処理単位期間が終了する日と当事者となっている全ての未決済取引が解消された日のいずれか遅い時点で清算資格を喪失する。 ・ 清算資格の喪失申請をした清算参加者に対しては、清算資格喪失までに発生した清 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破綻時証拠金所要額は、破綻処理単位期間における直近までの増加額の最大の額が適用される。 ・ 現在、清算資格の喪失申請に当たってはあらかじめすべての未決済取引を解消することを要し、また、清算資格の喪失には当社の承認を要することとしている。 ・ 当社は、清算参加者から清算資格の喪失申請を受理した日の翌日から、

項 目	概 要	備 考
<p>2. 上場デリバティブ清算業務における決済不履行時の処理スキームの見直し</p> <p>(1)破綻参加者の不履行約定(ポジション)の処理</p>	<p>算参加者の破綻に係る損失について、生存参加者の清算基金（第4順位）、第一特別清算料（第5順位）及び第二特別清算料（第6順位）による負担を求める。</p> <p>・ 上場デリバティブ取引に係る清算資格を有する清算参加者が破綻した場合、当社は、最初の破綻から30日を経過するまでの期間（当該期間中においてさらに他の参加者の破綻が発生した場合には、最初の破綻を認定した日から当社が当該他の参加者の破綻処理が完了したと認めた日まで延長した期間とする。）を破綻処理単位期間として設定するとともに、次の①から④のとおり破綻参加者の不履行約定を処理するものとする。</p> <p>① 破綻参加者をして、破綻参加者の不履行約定の生存参加者への引継ぎ、転売若しくは買戻し、権利行使又は当該破綻参加者の計算による損失回避取引その他</p>	<p>その清算参加者を当事者とする債務引受（未決済取引を解消するために必要とする取引に係るものを除く。）を停止する。</p> <p>・ 清算資格の喪失申請をした後、清算資格喪失までの間に破綻処理単位期間が設定された場合は、破綻処理単位期間中の喪失申請と同様の扱いとする。</p> <p>・ 破綻処理に係る標準的なスケジュール例については、別紙3参照。</p> <p>・ ①及び②は現在と変更なし。</p> <p>・ 商品市場に係る破綻参加者のポジションのうち、受渡決済が確定した建玉（違約受渡玉）に係る②破綻処理オークションは、直前の清算値段等に基づき設定した基準値</p>

項 目	概 要	備 考
<p>(2) オークション不成立時の処理</p>	<p>当社が必要と認める整理</p> <p>② 破綻処理オークションの実施</p> <p>③ 協議の実施</p> <p>④ (協議不成立時の) 破綻参加者の不履行約定 (処分未了数量) に係る期限前終了 (パーシャル・ティアアップ) の実施</p> <p>・ 破綻参加者の不履行約定 (当該破綻参加者の計算による損失回避取引に係る未決済約定を含む。以下同じ。) を処分するための破綻処理オークションを実施した結果、</p>	<p>段を中心として原則として上下それぞれ10%の制限値幅を設けたうえで行うものとし、当該破綻処理オークションが成立した場合は、落札者と被違約者 (当社が定めるところにより決定) との間で受渡値段により受渡決済を行わせる。また、当該破綻処理オークションが不成立となった場合には、原則として③と④を行わず、違約受渡玉と被違約受渡玉について受渡値段により転売又は買戻しを行ったものとみなして清算約定を結了させる (このとき、被違約者は、原則として受渡代金の10%を限度として当社に対し再構築コスト相当額を請求できる (エビデンスとなる書面を提出する必要))。</p> <p>・ 現在と同様に、損失補償財源における生存参加者の清算基金 (第4</p>

項 目	概 要	備 考
	<p>破綻処理オークションを成立させた場合の破綻参加者の想定損失額(ポジション処分のための破綻処理オークション以外による損失相当額を含む。)が損失補償制度における第二特別清算料(第6順位)までの損失補償財源を超過する可能性があることが判明した場合には、損失の処理等のための方策(以下「対応策」という。)について、清算参加者、当社及び市場開設者(当該清算資格に係る清算対象取引を行う指定市場開設者に限る。以下同じ。)の間で速やかに協議を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議の対象となる対応策は、当社の損失が全てカバーされ、当社の清算業務の継続が可能となることを必要とし、協議の合意は次の①から②を条件とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 協議に付された対応策に賛成する生存参加者の破綻処理単位期間清算基金所要額の合計額を、全ての生存参加者における破綻処理単位期間清算基金所要額の合計額で除して得た比率が、3分の2以上であること ② 協議に付された対応策に伴い追加的な負担を行うこととなる全ての清算参加者、当社及び市場開設者が賛成すること ・ 協議において対応策に関する合意が成立した場合には、当社は、当該対応策に応じて必要な処理を行う。 ・ 協議による合意が成立しなかった場合、当社は、破綻処理オークションを必要な部分について不成立とし、処分未了の不履行約定について、次(3)の期限前終了(パーシャル・ティアアップ)を行う。 	<p>順位)の費消は、破綻処理単位期間開始日清算参加者のうち、破綻処理オークションの落札者以外の清算参加者が当社に預託している清算基金、落札者である清算参加者が当社に預託している清算基金の順序で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議の期間は、破綻処理オークションの入札結果が判明してから、原則として24時間後までとする。 ・ パーシャル・ティアアップは、当社がパーシャル・ティアアップ実施日として定めた日における当社が都度定める時点で、同日の清算値段により行う。

項 目	概 要	備 考
(3) パーシャル・ティアアップの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ パーシャル・ティアアップは、その実施日において、パーシャル・ティアアップの対象とした破綻参加者の不履行約定に係る建玉（以下「パーシャル・ティアアップ対象建玉」という。）の期限前終了を行うとともに、当該パーシャル・ティアアップ対象建玉の反対の建玉を保持する生存参加者に対して次の①～③の方法により割り当てたうえで当該割当建玉（以下「パーシャル・ティアアップ割当建玉」という。）について期限前終了を行う。 ① パーシャル・ティアアップ対象建玉が存在する銘柄について、各生存参加者の保持する区分口座ごとに、当該生存参加者が保持する買建玉と売建玉をネットした建玉の数量が、なおパーシャル・ティアアップ対象建玉の反対の建玉となっている数量（パーシャル・ティアアップ対象建玉が買建玉の場合には生存参加者のネットした建玉が売建玉となっている数量、パーシャル・ティアアップ対象建玉が売建玉の場合には生存参加者のネットした建玉が買建玉となっている数量を指し、以下「銘柄ごとネット後数量」という。）を算出する。 ② パーシャル・ティアアップ対象建玉の数量を、生存参加者が保持する全ての区分口座について銘柄ごとネット後数量を合計した数量に応じて生存参加者ごとに按分し、生存参加者のパーシャル・ティアアップ割当数量とする。 ③ ②によって算出された生存参加者ごとの割当数量を、当該生存参加者の銘柄ごとネット後数量に応じて区分口座ごとに按分して割り当て、パーシャル・ティアアップ割当建玉とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パーシャル・ティアアップを行う場合、パーシャル・ティアアップを行うまでの間の破綻参加者のポジションに係る差金・代金等の負け分による損失については、損失補償の財源で負担する。 ・ パーシャル・ティアアップの実施方法の概要については、別紙4参照。 ・ 銘柄ごとネット後数量がパーシャル・ティアアップの対象とした破綻参加者の建玉の反対の建玉とならない場合は、銘柄ごとネット後数量はゼロとする。

項 目	概 要	備 考
<p>3. 上場デリバティブ清算業務に係る清算基金制度の見直し</p> <p>(1) 清算基金所要額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場デリバティブ取引に係る清算資格の清算基金所要額は、極端ではあるが現実起こりうる市場環境下（ストレス状態）において清算参加者が破綻した場合に想定される損失額（基準PML（Probable Maximum Loss）額）が上位である2社をカバーできる額とする。 ・ 具体的には、上場デリバティブ取引に係る清算資格の清算基金所要額の計算方法をそれぞれ以下①～②のとおり変更する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 清算基金所要額の計算式 <p>清算基金所要額は次に定める計算式により算出される額とする。</p> <p>清算基金所要額＝</p> <p style="padding-left: 40px;">（期間平均基準PML額（※）又は算出基準日の日次最大基準PML額のいずれか大きい方の値）×個社按分基礎IM額／按分基礎IM総額</p> <p style="padding-left: 40px;">（※）期間平均基準PML額とは、日次最大基準PML額の算出対象期間（先物・オプション清算基金所要額算出基準日からさかのぼって6か月間をいう。）における平均値をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は、最大先及び純財産額が下位の5社の清算参加者の破綻を想定。 ・ 商品市場においては、当分の間、最大先及び純財産額が下位の5社の清算参加者の破綻を想定する。 ・ 現在は、次に定める計算式により算出される額。 清算基金所要額＝（期間平均基準PML額）×個社按分基礎IM額／按分基礎IM総額 ・ 個社按分基礎IM額及び按分基礎IM総額の取扱いについては変更なし。 ・ ストレスシナリオについても、過去事象をより忠実かつ網羅的にカバー出来るよう所要の見直しを実施する。ただし、商品市場のストレスシナリオについては、当分の

項 目	概 要	備 考
	<p>② 日次最大基準PML額（ストレスシナリオ別最大基準PML額の各日における最大値）の計算方法</p> <p>日次最大基準PML額とは、ストレスシナリオ別最大基準PML額の各日における最大値とし、ストレスシナリオ別最大基準PML額は、各ストレスシナリオ（極端ではあるが現実に起こり得る市場環境として当社が定める価格変動の組合せをいう。）における清算参加者の基準PML額最大となる清算参加者の基準PML額及び2番目に最大となる清算参加者の基準PML額の合計額とする。</p>	<p>間、現行の有価証券関連市場デリバティブ商品に係る方法を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これにあわせて、SPAN証拠金額の計算における想定保有期間を2日とし、プライス・スキャンレンジの設定方法等について所要の見直しを行う。ただし、商品市場に係る設定方法等については、当分の間、現行の有価証券関連市場デリバティブ商品に係る方法を適用する。 ・ 商品市場に係る清算資格の清算基金所要額においては、当分の間、ストレスシナリオ別最大基準PML額は、各ストレスシナリオにおける清算参加者の基準PML額が最大となる清算参加者の基準PML額及び純財産額が下位の5社の清算参加者の基準PML額の合計額とする。

項 目	概 要	備 考
(2) 清算基金の預託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算基金所要額は、毎営業日算出し、適用する。 ・ 清算基金預託額に不足が生じた場合には、不足が生じた日（適用日）の翌営業日の午後2時までに預託を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は、週次で算出し、適用している。 ・ 清算基金所要額は毎営業日の午後7時30分までに、現在と同様に担保管理システムを介して通知する。 ・ 清算基金所要額の計算方法の見直しに伴い、担保超過リスク相当額に応じた取引証拠金所要額の引上げを行うことができる制度については廃止する。

III. 実施時期（予定）

東京商品取引所から大阪取引所への商品デリバティブの移管及び清算機能統合（2020年7月を目途）にあわせて実施する。

以 上

別紙1. 損失補償制度及び決済不履行時の処理スキームの見直しの全体像

【基本的な考え方】

- 現在の**特別清算料**を「**第一特別清算料**」として**上限を設定**するとともに、参加者破綻により生じる損失を第一特別清算料までの財源でカバーしきれない場合を想定して**第二特別清算料の仕組み**を、また、これらの財源で破綻参加者の全ポジションを解消できない場合を想定して**パーシャル・ティアアップ^o（処分未了ポジションに係る同数の反対ポジションの期限前終了）**の仕組みを導入。
- 財源包括性の確保及びポジション解消の着実な履行の観点から第二特別清算料及びパーシャル・ティアアップといった各制度を整備するものの、ティアアップの実施は市場への影響が著しく大きいことを勘案し、第一特別清算料の財源の水準を保守的に設定すること及び証拠金・清算基金についても必要な見直しを行うこと等により、極力パーシャル・ティアアップの回避を図る。

上場デリバティブ商品

現在	JSCC制度 (有価証券関連市場デリバティブ)	JCCH制度 (商品デリバティブ)	見直し後JSCC制度（新制度）	
第1順位	破綻参加者の担保	破綻参加者の担保	第1順位	破綻参加者の担保
第2順位	取引所の負担	JCCHの負担	第2順位	市場開設者の負担
第3順位	JSCCの負担	取引所の負担	第3順位	見直し内容 JSCCの負担
第4順位	生存参加者の 清算基金	生存参加者の 一般清算預託金等	第4順位	生存参加者の清算基金
第5順位	特別清算料	生存参加者の 事後負担	第5順位	第一特別清算料 (清算基金の3倍の額を上限)
			第6順位	第二特別清算料 (勝方参加者が勝ち分に応じて負担)
			上記でカバー できない場合	協議 パーシャル・ティアアップ^o (ポジションの期限前終了)

➤ 有価証券関連市場デリバティブ清算業務

-国債先物等清算資格、指数先物等清算資格

➤ 商品デリバティブ清算業務

-貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格

-エネルギー先物等清算資格

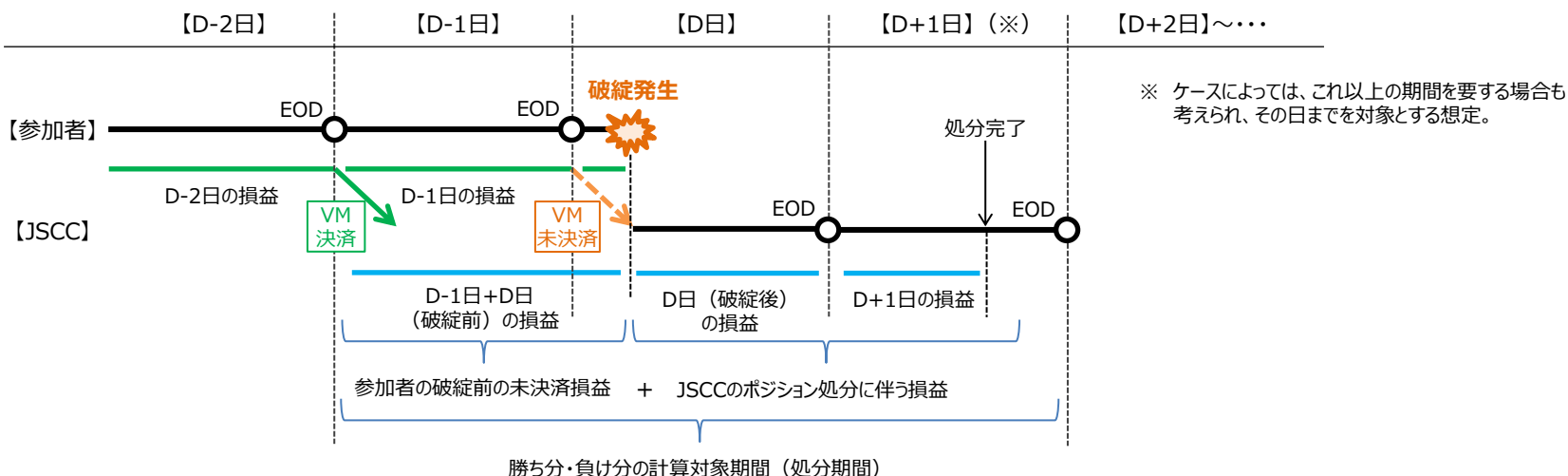
-堂島農産物先物等清算資格、堂島砂糖先物等清算資格

別紙2. 第二特別清算料に係る差金代金相当額の計算方法の概要

- 参加者破綻に伴う損失が第一特別清算料によっても補填されない場合、破綻参加者のポジション処分等に要する期間に決済されるべき各清算資格の差金代金相当額が「勝ち方」となった清算参加者に対し負担を求める。具体的には、**勝ち方参加者は、差金代金相当額の勝ち分を上限として、各勝ち方参加者の勝ち分により按分した金銭を第二特別清算料としてJSCCに支払う。**
 - **財源包括性の観点から、自己分及び委託分の全ての区分口座を第二特別清算料の差金代金相当額の計算の対象とし、「勝ち方参加者」とは自己及び委託の差金代金相当額をネットした結果勝ち方となる清算参加者とする。**

【勝ち分・負け分の計算対象（処分期間）】

- 清算参加者の破綻に伴うJSCCの損益は、破綻参加者の未決済分の損益及びJSCCのポジション処分により発生する損益が対象となること、破綻日の決済（破綻前営業日の損益）から破綻に伴う処分が完了する日（原則、破綻発生後2日以内に完了する想定）の決済までの間を第二特別清算料に関する勝ち分・負け分の計算対象（処分期間に関して決済されるべき差金代金相当額の対象）とする。



別紙3. 破綻処理に係る標準的なスケジュール例

★ デフォルト認定（支払不能又はそのおそれ⇒債務引受停止＋破綻処理）



ケース1
(反対売買で処分するケース)

市場で反対売買

初日でポジション処分完了（オークションは実施しない）

ケース2
(オークション実施のケース)

市場で反対売買
及び損失回避取引

★ オークション（寄付き前）⇒財源内なら、オークション成立

↓ オークションを成立させると財源を超える損失が生じるケース

★ 協議の招集

協議
(協議は最大24時間)



★ オークション不成立&ティアアップ（協議不成立時）
（ティアアップ価格はティアアップ実施日の清算値段）

★ 生存参加者に負担額を通知

★ 生存参加者が特別清算料（第1・第2）をJSCCに支払

- ※ あくまでイメージであり、破綻規模等に応じて変わり得る。
- ※ ケース1とケース2においても生存参加者が事後拋出負担を行う可能性がある。
- ※ ケース2の場合にも、必要な範囲でオークションを成立させることがある。
- ※ 原則、破綻参加者の担保の換金処分は初日に完了させる。

別紙4. パーシャル・ティアアップの実施方法の概要

- 参加者破綻に伴う損失が、第2特別清算料によっても補填されない場合であって、協議においてパーシャル・ティアアップを実施せずに破綻処理を完了させる方策に係る合意が成立しなかった場合には、**破綻参加者の処分未了ポジション（パーシャル・ティアアップ対象建玉）の反対の建玉に相当するポジションを保持する生存参加者に割当て、割当てられた建玉（パーシャル・ティアアップ割当建玉）に限って期限前終了（パーシャル・ティアアップ）**を行う。

- **パーシャル・ティアアップの対象は「自己分」及び「委託分」とする（＝委託の計算に基づく建玉も対象とされ得る。）。**
- 各清算参加者のパーシャル・ティアアップ割当建玉の数量は、**各区分口座単位において、パーシャル・ティアアップの対象銘柄ごとに保持する建玉をネットした後の建玉が正となっている数量（銘柄ごとネット後数量）を合算した数量（負となっている数量は合算において考慮しない）**に基づき、**プロラタ方式**で決定する。
- 清算参加者のパーシャル・ティアアップ割当建玉を、銘柄ごとネット後数量に応じて、**各区分口座にプロラタ方式**で割り当てる。
- パーシャル・ティアアップの際に使用する価格（ティアアップ価格）は、ティアアップ実施日の清算値段とする。

【例：破綻参加者が保有していた日経225先物2019年9月限の買いポジション100枚を期限前終了させる場合】

